

JFA・WEリーグ/なでしこリーグ特別指定選手制度[2024年度]

1. 目的・条件

本制度は、サッカー選手として最も成長する年代に、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。受入先の WE リーグおよびなでしこリーグ 1 部所属のクラブが、当該選手の高い能力をさらに伸ばすための環境を有し、かつ、同選手を各リーグの公式試合に積極的に出場させる具体的計画を有することを日本サッカー協会(以下、「本協会」という)による認定の条件とする。

2. 概要

下記に定める認定要件をすべて満たし、受入先クラブの申請に基づき本協会が認定した選手は、所属チーム(大学又は高校等)に登録したまま、受入先クラブの選手としてリーグ等の公式試合に出場可能となる。

3. 認定要件

次の全て事項を満たす選手を本制度の対象とする。

- ・ 日本国籍を有する女子選手
- ・ 本協会に加盟登録されている女子選手
- ・ 健康であることを証明された選手
- ・ WE リーグに所属していないチームに所属する選手
- ・ 2002 年 1 月 1 日以降生まれの選手
- ・ 原則、日本代表(年代別、候補含む)もしくはそれに準ずる活動(注 1)に招集歴のある選手
※GK に関しては、女子 GK キャンプ(セレクションキャンプを除く)に招集歴のある選手も含む

注 1) 日本代表(年代別、候補含む)もしくはそれに準ずる活動について下記の通り定める

①2019 年ナポリ大会を最後に、ユニバーシアード競技大会からサッカー競技が外れたことを機に、大学女子代表の活動機会がなくなったため、2020 年度以降の全日本大学女子選抜の活動も代表活動に準ずる活動として認める。

ただし、大学女子代表としての活動機会が再開した場合には、認定条件を見直すものとする。

②新型コロナウイルスの影響で、2020 年度以降の、育成年代表における AFC/FIFA 大会の延期・中止に伴い、代表活動、および招集された選手が限定的となったため、2016 年～2022 年のエリート U-13、U-14、U-15 日本女子選抜の招集歴も認める。

4. 受入先クラブ

選手を受け入れることができるクラブは次の通りとする。

- ・ 2024 年度 WE リーグおよびなでしこリーグ 1 部所属クラブ

5. 認定基準及び手続き

受入先クラブは、所属元チーム、学校または雇用先(所属チームが学校チームではない場合)、選手、保護者(選手が未成年の場合)、受入先クラブの間で覚書を締結し、本協会女子委員会(以下、「女子委員会」という)に申請する。女子委員会は、受入先クラブの練習および試合環境ならびに当該選手に対する活動計画等を審査の上、認定する。

6. 受入可能人数

1クラブ当たり、同時に最大2名まで。

7. 認定解除

(1) 受入先クラブまたは選手による解除

- ・ 覚書の当事者全員により認定解除の合意がなされた場合

※覚書の当事者全員が合意しない場合は、女子委員会の決定に従うものとする。

(2) 女子委員会による解除

- ・ 受入先クラブおよび選手が報告書の提出義務を怠った場合
- ・ 選手の活動が本制度の目的に反すると女子委員会が判断した場合

8. 申請期間および試合へ出場するための選手登録期日

◇WE リーグ

(1) 申請期間:2024年4月26日(金)まで

下記期日までに女子委員会で承認され、本協会からリリースされていること。

かつ、この期日までにWEリーグへの選手登録を完了した選手のみが対象試合への出場資格を有する。

◇なでしこリーグ

(1) 申請期間:調整中

下記期日までに女子委員会で承認され、本協会からリリースされていること。

かつ、この期日までになでしこリーグへの選手登録を完了した選手のみが対象試合への出場資格を有する。

9. 活動対象試合

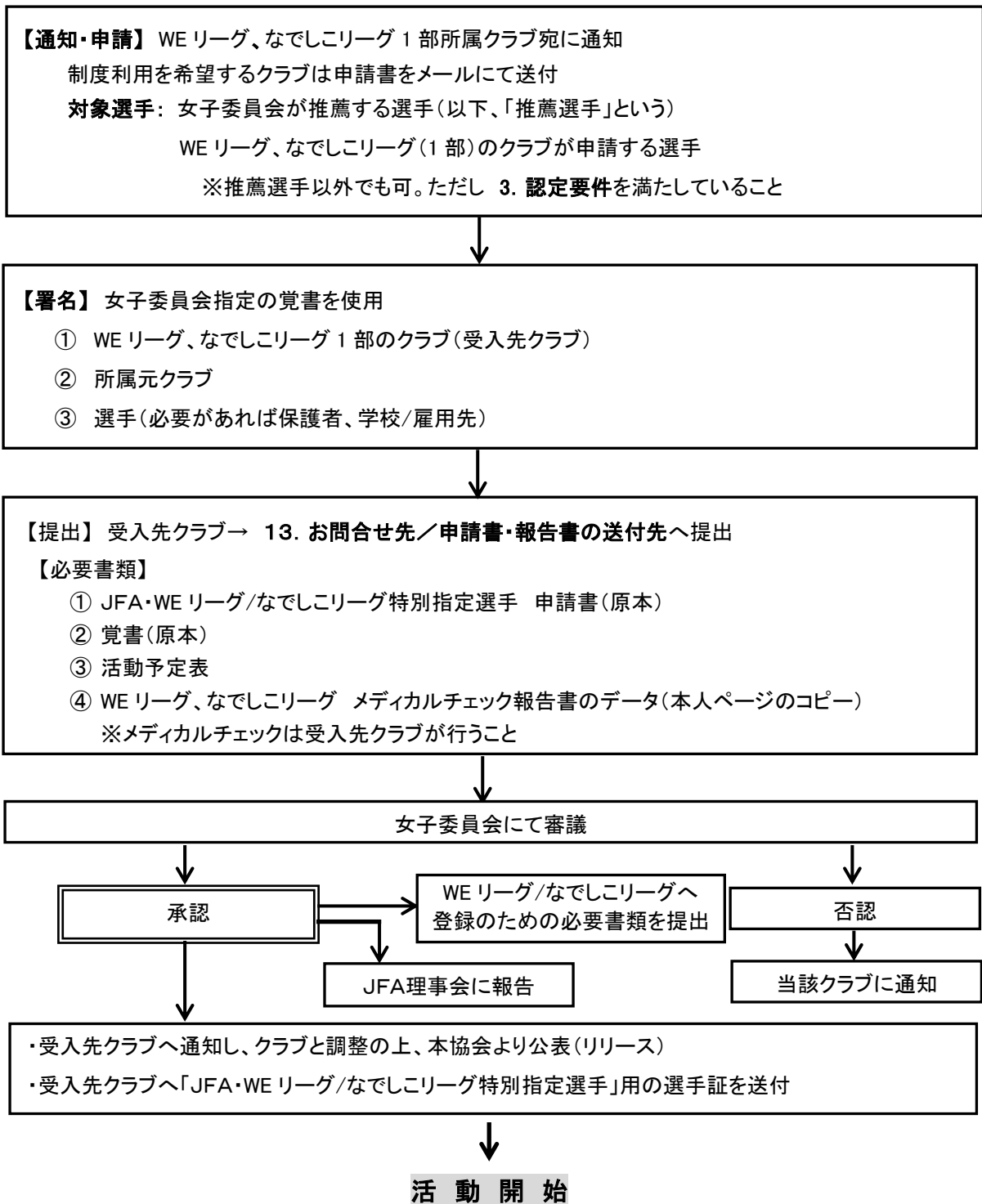
「JFA・WE リーグ/なでしこリーグ特別指定選手」として承認され、かつ「日本女子プロサッカーリーグ規約」もしくは「日本女子サッカーリーグ規約」に定める届出を受理された選手は、次の試合への出場資格を有するものとする。

- ・2023-24 WE リーグ 最終節まで
- ・2024 プレナスなでしこリーグ1部 第〇〇節まで(入れ替え戦除く)

※なでしこリーグの対象試合は、リーグ理事会承認待ち

10. 認定までの流れ

※申請書の受付(メール受領)から活動開始までの目安は約4週間となります



11. 報告書類

- ① 活動報告 ①(活動場所・内容)前月のものを翌月 5 日までに提出
- ② 活動報告 ②(活動状況・コンディション・活動の成果)前月のものを翌月 5 日までに提出
- ③ 活動予定表(翌月分)前月25日までに提出

12. 懲戒罰の消化対象試合

① 所属するチームの試合で科された懲罰

→所属するチームの試合に適用し、WE リーグ/なでしこリーグの試合には適用しないことを原則とする。

② 受け入れ先の WE リーグ/なでしこリーグの試合で科された懲罰

→WE リーグ/なでしこリーグの直近の試合に適用し、所属するチームの試合には適用しないことを原則とする。

③ 出場資格停止処分が複数試合にわたるなど重大と考えられる場合について

→本協会の懲罰規程に従い、WE リーグ/なでしこリーグまたは本協会の規律委員会にて適用試合を決定する。

13. 経費

選手の活動にかかる経費は、本協会の推薦選手であるか否かに応じて、本協会と受入先クラブが次の通り負担する。ただし、受入先クラブがリクルーティングに関わる特別な負担を行うことは、選手の活動の有無に関わらず禁止する。

	項目	内容	本協会推薦選手	本協会推薦選手以外
1	メディカルチェック	特別指定選手候補となった時点で行う健康診断の受診に関わる経費	本協会	クラブ
2	傷害保険	活動中の事故に備える為の傷害保険(傷害・死亡に関する補償)	本協会	クラブ
3	交通費	自宅・所属元・学校～受入先クラブ(活動地域)間の旅費	本協会	クラブ
4	処置・治療費	本協会が認めた活動中の疾病・傷害に対する処置・治療費(社会保険自己負担分)	本協会	クラブ
5	食費・宿泊費・その他	受入先クラブでの選手の活動に関わる経費(チームの一員として活動する際の経費、クラブの試合のための移動に伴う交通費、宿泊費)	クラブ	クラブ

14. お問い合わせ先／申請書・報告書の送付先

〒 261-0022 千葉県千葉市美浜区美浜 11 JFA 夢フィールド
公益財団法人 日本サッカー協会 女子部

以上